一、五二月十日山村技師長ハ当所ニ於テ紀要書ヲ提出
シ同十三日迄ニ回答ヲ求メタリ
十三日職工側ハ常勤通リ出勤（欠勤者十五名）シタルモ其中女工
二十五名中二郎及鋳工部鍛治男工三十五名計
六十八名ヲ除キ他ハ就業セズ同日ノ回答ヲ待チツ
アリシモ主催者出勤セズ六大学ヲ為シ午後十時
代表者吉本松太郎、山本信三郎外一名ハ午後四時
半頃内山町安達寺町檀那寺ニ集リ本所ニ到リ主任
技師河内勘二ニ面会ヲ求メ先ニ同人ヲ出頭セシメ
ラレタルニ其自宅ニ赴キ督促ヲ為シタルニ全人ハ
会社ハ代表者トシテ諾ハノ資格ナシトシテ之ヲ謝絶セリ
一、会社側ノ態度ハ強硬ナル大体ノ意向トシテ
拒絶ノ外方ナヘシトノ決心ヲ為シ居レリ常務ノ主張ニ照シ
アルモノハ処シテ職工中ニハ日毎ノ業務総同盟ニ気脈ヲ
通シ居ルモノアルヤニ伝ヘラル

要求書

一、従前ノ自弁ヲ本給ニ加算スルコト
一、会社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ左ノ自弁ヲ支給
スルコト
(11) 一ケ年未満ナル者ニハ日給六十日分
(12) 一ケ年以上勤続者ニハ一ケ年増毎ニ四日分宛ヲ支
給スルコト
別ニ帰郷旅費トシテ勤続者ニハ金五十円ヲ
独身者ニハ三十円ヲ支給スルコト

財団法人 協調会